

証券コード 4918

発送日 令和8年6月10日

電子提供措置開始日 令和8年6月4日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目18番3号

株式会社 アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。お礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ivy.co.jp/ir/library/notes.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイビー化粧品」と入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 令和8年6月25日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂六丁目18番3号
当社1階会議室(末尾「株主総会会場案内図」ご参照) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第51期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和8年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使してください

ますよう、お願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

(1) QRコードを読み取る方法[スマート行使]

スマートフォンまたはタブレット端末で、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取り、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の期限までにご入力ください。なお、スマート行使での議決権行使後、行使内容を変更される場合は、(2)の議決権行使コード・パスワードを入力する方法にて、再度議決権行使をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の期限までにご入力ください。

[書面による議決権行使のご案内]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

(1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・当日は株主様のみご入場いただけます。代理出席の場合、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。そのため、書面交付請求をされた株主様におかれましては、本招集ご通知と同様のものが送付されることとなります。なお電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第23条第2項に基づき、計算書類の「個別注記表」を除いております。

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへ修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

・株主総会決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイト(<https://www.ivy.co.jp/ir/library/notes.html>) に掲載させていただきますので、ご了承ください。

事業報告

(令和7年4月1日から)
(令和8年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響も次第に薄れ、経済社会活動の正常化が促進されました。世界情勢は、ウクライナ紛争、ガザ地区へのイスラエルによる侵攻、米国によるベネズエラへの軍事介入、イスラエルと米国によるイラン攻撃とそれにとまなう中東紛争、など不安定な状況が続きました。また、米国トランプ大統領の関税政策をはじめとした混乱が続きました。

一方、国内においては高市内閣が成立し、株高や円安、資源高が進展し、物価高への懸念が高まりました。物価上昇、供給面での制約等、依然として厳しい状況が続いているものの、インバウンド需要の好調もあり、景況感は回復に向かいました。

新型コロナウイルス感染症流行の影響が薄れた当化粧品業界は、徐々に回復の兆しをみせており、令和7年の年間化粧品販売金額は前年比1.2%増（出典：経産省生産動態統計を集計）の推移となりました。

訪問販売化粧品市場では、チャンネルを横断した展開が拡大・加速し、企業間競争は激しさを増しております。人を介したサービスを機軸にする訪問販売業界では、生活様式の変化に伴う販売活動の変化や離客などにより市場は縮小傾向となっております。また、中・高齢層を中心とした需要へとシフトが進むなか、若年層の新規顧客・販売員の獲得、インターネットを用いた情報収集によって気軽に購入するという消費者ニーズの変化に対応することも重要な成長課題となっております。

このような状況のもとで、当社は企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、コア事業である訪問販売領域の販売組織満足を獲得するとともに、すべてのステークホルダーの満足度向上を目指し、企業活動に邁進してまいりました。

当事業年度におきましては、令和7年12月にふきとり化粧水「ピーリング ローション」および集中保湿パック「モイスト シート」を、令和8年2月にメーク製品「チュリエ プレミアムセット」を新発売し、顧客拡大、並びに顧客満足向上に努めてまいりました。

経営基盤強化につきましては、「安定利益基盤の再構築」、「実績連動型人事制度への移行」、「財務基盤強化のための資金調達」、「在庫コントロールによる在庫適正化推進」、「コーポレートガバナンス体制の強化」等の重要課題を「取締役会」、「経営会議」において主導し実行してまいりました。

実務面においても新規基剤の開発及び製品開発の推進、製造原価の継続的低減活動、需要予測と原材料調達計画の精度向上、ISO品質マネジメントシステムの運用推進、経費予実管理の徹底及び固定費の圧縮、SDGsへの取組みの推進、コンプライアンスの継続強化等に取り組んでまいりました。

売上面におきましては、当事業年度は大型新製品がなかったこと、営業所やBMの増設が低調に推移し、大変苦戦しました。強化製品の「レッドパワー セラム」につしまし

ては、出荷数 18,058セット（前事業年度 17,903セット）と復調してきた一方、「ホワイトパワー セラム」（医薬部外品）については、10,529セット（前事業年度 10,710セット）と軟調に推移しました。レギュラー製品については、軟調に推移しました。その結果、当社が目標としていた売上高を下回りました。販売組織の研修動員、新規顧客の獲得については、回復に向かいました。

一方、利益面におきましては、売上原価率は30.2%（前事業年度29.5%、+0.7P）となりました。また、売上総利益は、売上高が減収となったこともあり、1,842,338千円と前事業年度比10.7%減となりました。販売費及び一般管理費につきましては、経費使用方針に基づく予算管理を徹底したものの、諸物価高騰の影響もあり、前事業年度比0.2%増となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,641,736千円（前事業年度2,929,931千円、9.8%減）、営業利益は195,129千円（前事業年度422,626千円、53.7%減）、経常利益は192,470千円（前事業年度420,477千円、54.2%減）、また特別利益266千円、特別損失10,894千円、税金費用等を17,317千円計上したことにより、当期純利益は164,525千円（前事業年度43,013千円、282.5%増）となりました。

部門別の販売実績につきましては、次のとおりであります。

[化粧品部門]

イ. スキンケア

令和7年12月にふきとり化粧水「ピーリング ローション」および集中保湿パック「モイスト シート」を発売し、顧客満足向上に努めました。スキンケア全体の売上高は1,899,406千円（前事業年度比11.4%減）となりました。

ロ. メークアップ

令和8年2月にメーク製品「チュリエ プレミアムセット」を発売し、顧客満足向上に努めました。メークアップ全体の売上高は208,231千円（同1.2%増）となりました。

ハ. ヘアケア

新製品の発売はなく、ヘアケア全体の売上高は143,337千円（同1.4%増）となりました。

ニ. その他化粧品

新製品の発売はなく、その他化粧品全体の売上高は18,796千円（同0.1%増）となりました。

以上、化粧品部門の売上高は2,269,771千円（同9.6%減）となりました。

[美容補助商品]

新製品の発売はなく、美容補助商品全体の売上高は342,478千円（同11.8%減）となりました。

[化粧雑貨品等]

新製品の発売はなく、売上高は29,485千円（同5.5%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、58,883千円であります。主なものは、美里地区エアコン更新7,414千円、美里地区受変電設備更新5,702千円、美里地区重量シャッター更新5,600千円、富士研修センター敷地内排水工事18,854千円、美里工場機械装置7,818千円、開発研究所測定器8,706千円、新製品金型代4,540千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第5回新株予約権が行使され193,471千円を調達しました。また、長期借入金として103,536千円を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑧ その他の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (令和5年3月期)	第49期 (令和6年3月期)	第50期 (令和7年3月期)	第51期 (当事業年度) (令和8年3月期)
売 上 高 (百万円)	2,942	2,713	2,929	2,641
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△21	187	420	192
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△384	160	43	164
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△85.19	26.14	2.44	22.45
総 資 産 (百万円)	3,854	3,568	3,567	3,642
純 資 産 (百万円)	1,982	2,241	2,468	2,638
1株当たり純資産額(円)	201.54	246.73	259.28	260.77

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、A種優先配当の会計期間に係る支払想定額を控除し算定しています。1株当たり純資産額は、A種優先株式に係る資本金及び資本剰余金を控除し算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

化粧品業界にとって、新型コロナウイルス感染症を起因とした社会構造の変化は重要な課題となっており、アフターコロナ時代の国内化粧品市場は大きなターニングポイントを迎えています。

異業種の化粧品分野への参入、国内需要減少をカバーするためグローバルに海外販売網を広げる動きも加速しており、海外勢による化粧品販売の拡大など、今後も企業間競争は激しさを増し、各企業とも企業価値の向上が必須となってきております。

また、令和8年2月に始まったイスラエル、米国とイランの戦争により、日本に輸入されているホルムズ海峡経由の原油の多くが止まっている状況となっております。日本政府による石油備蓄の放出や、代替輸入である程度は確保されるものの、産業全体のサプライチェーンに混乱を来しております。

訪問販売化粧品市場においては、環境変化対応力や若い世代の顧客獲得も重要な課題となっており、リアルコミュニケーションと合わせて今後もオンラインカウンセリング等のビジネスモデルのDX化が進展すると考えております。

そうした状況下、当社は令和8年10月に創立50周年を迎えます。「愛と美と豊かさの実践と追求」の理念のもと、長期ビジョンである「日本の肌はアイビーがつくる」の実現を目指してまいります。その過程を通して、当社にかかわるすべての人が、幸せになれる事業を目指してまいります。

直近の重要課題といたしましては、販売組織の再構築、原料・資材の安定的な調達、普通配当の安定配当を最優先に取り組むべきものと考えております。具体的には、目標売上高を達成するための営業サポート体制の構築、取引先との安定的なサプライチェーンの構築、安定的なキャッシュフローを生む収益基盤の構築、等に取り組んでまいります。

当社は、売上に対する利益のレバレッジが高いという特徴を持っているため、目標売上高の達成を最重要視しておりますが、同時にバランスの良い経営状態を目指すために、KPI（経営重要指標）として、自己資本比率60%、売上高経常利益率15%、棚卸資産回転期間6ヶ月を目標として掲げております。

また、変えてはいけない当社の強みは活かし、時代の変化によって変えていく必要があるものは、時代に合わせてより良い方向へ変化させ、「出会った誰もが成長できる会社」を目指してまいります。一方、環境に配慮した原材料の選択による製品開発等にも取り組み、SDGsが目指す持続可能な開発目標を念頭におき、事業活動を通して社会貢献を果たしてまいります。

次期の営業政策としましては、愛用者づくりの推進、販売員（仲間）づくり、各種研修への動員を図ってまいります。それらの実行を通して基幹レギュラー製品販売の拡大、主力製品である「レッドパワー セラム」、「ホワイトパワー セラム」等の販売拡大を図ってまいります。さらに、自信と誇りを持った製品づくりにこだわり、当社創業50周年（令和8年度）の記念製品の発売を行っていく予定です。

生産管理体制においては、新・強化製品の需要予測の精度向上を図り、販売ロス、在庫ロスの低減を図ってまいります。また、中東紛争による混乱の中で、資材・原料の調達確保および調達額のコントロールの徹底を図ってまいります。調達につきましては、中東紛争により、日本への原油の輸入に課題が生じておりますので、取引先と協力し、安定調達に努めてまいります。

財務政策としましては、普通配当の安定配当およびキャッシュフローの改善に継続して取り組んでまいります。具体的には、売上高の月次予算の達成、製品別需要予測精度の向上、棚卸資産の低減、原価コントロール、経費の月次コントロール、販促費等の費用対効果の検証の徹底、売上債権チェック機能の強化を推進してまいります。

また、海外での販売、特許ライセンスの推進等、訪問販売事業以外の売上顕在化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解と変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

当社は下記製商品の製造及び販売を行っております。

部 門		主要製商品名称
化粧品	ス キ ン ケ ア	レッドパワー セラム ホワイトパワー セラム【医薬部外品】 アイビー プレステージ アイビーコスモス II ベーシックプラス リ ホワイト【全品医薬部外品】 アイビーアトラクティ【全品医薬部外品】
		メ ー ク ア ッ プ チュリエ
		ヘ ア ケ ア ヘアブライマリー

※その他、ボディケア、メンズコスメ、健康食品、美容機器等を販売。

※当事業年度中に発売された新製品

令和7年12月 ピーリング ローション

モイスト シート

令和8年2月 チュリエ プレミアムセット

(6) 主要な営業所及び工場（令和8年3月31日現在）

事 業 所 名	所 在 地	事 業 所 名	所 在 地
本 社	東京都	西日本営業部 (九州)	福岡県
関西推進部	大阪府	美里工場	埼玉県
東日本営業部	東京都	開発研究所	埼玉県
西日本営業部 (関西)	大阪府	物流センター	埼玉県
西日本営業部 (山陰)	鳥取県	-	-

(注) 令和8年4月1日付けで西日本営業部（関西）を営業本部（関西）に、西日本営業部（山陰）を営業本部（山陰）に、西日本営業部（九州）を営業本部（九州）に変更しております。

(7) 使用人の状況（令和8年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100（18）名	△7（△1）名	48.3歳	20.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、準社員、パート、派遣社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、就業員数は休職者を除いて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和8年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	100百万円
芝信用金庫	178百万円

（注） 芝信用金庫からの借入金のうち、168百万円については保証協会による保証分です。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

A種優先株式

平成30年12月に第三者割当による社債型優先株式を1,000,000千円発行しております。

第一回A種優先株式発行の概況

(1) 発行期日	平成30年12月25日（火）
(2) 発行株式の種類及び数	株式会社アイビー化粧品 A種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。） 500,000株
(3) 発行価額	1株につき金2,000円
(4) 発行価額の総額	金1,000,000,000円
(5) 資本組入額	1株につき金1,000円
(6) 資本組入額の総額	金500,000,000円
(7) 割当方法	第三者割当
(8) 第三者割当による割当先	株式会社白銀社

(9) その他	A種優先株式の発行の概要は以下のとおりです。 ① A種優先株式の優先配当金は、1株当たり60円（発行価額の3%）としており、A種優先株式の株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 ② A種優先株式の配当につき、累積・非参加条項を定めております。 ③ A種優先株式の残余財産の分配については、普通株式と同順位と定めており、発行価額を上限としております。 ④ A種優先株式には、議決権がありません。 ⑤ A種優先株式には、普通株式への転換権がありません。 ⑥ A種優先株式には、A種優先株主の意思に関わらず、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができます。
---------	--

2. 株式の状況（令和8年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	16,000,000株
A種優先株式	1,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	6,414,000株
第一回A種優先株式	500,000株

(3) 株主数

普通株式	4,211名
第一回A種優先株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社白銀社	普通株式 6,624百株 A種優先株式 5,000百株 合計 11,624百株	16.9 %
株式会社ブリーズ	普通株式 2,300	3.3
アイビー化粧品取引先持株会	普通株式 1,663	2.4
安藤英基	普通株式 1,472	2.1
白銀恵美子	普通株式 1,301	1.8
安藤英雄	普通株式 1,240	1.8
白銀浩二	普通株式 1,192	1.7
アイビー共栄会	普通株式 1,165	1.6
上田八木短資株式会社	普通株式 1,125	1.6
山崎和也	普通株式 922	1.3

(注) 1. 持株比率は自己株式(47,838株)を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。なお、自己株式には、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式(36,719株)、及び役員向け株式交付信託が所有する当社株式(46,120株)は含んでおりません。

2. 第一回A種優先株式500,000株については、議決権がありません。

3. 新株予約権等の状況

令和6年8月6日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

ア. 本第5回新株予約権の概要

新株予約権の総数	12,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	1,250,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	総額925,000円 （本新株予約権1個につき74円）
新株予約権の払込期日	令和6年8月22日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	375,925,000円（差引手取金概算額：361,059,262円） （内訳） 新株予約権発行による調達額：925,000円 新株予約権行使による調達額：375,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は減少する可能性があります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	当該新株予約権の行使については、新株を1,250,000株発行します。これにより、増加する資本金及び資本準備金は、 資本金 187,500,000円 資本準備金 187,500,000円 の予定です。
新株予約権の行使の条件	当初行使価額 300円 （本発行決議前取引日の終値の約110%） 行使価額は、割当日以後、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が300円（以下、「下限行使価額」といい、本新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
割当先	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行いました。

イ. 当事業年度における行使の状況

	本第5回 新株予約権
当事業年度における交付株式数	620,000 株
当事業年度中に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	6,200 個 (発行総数の49.60%)
前事業年度末時点における未行使の新株予約権の数	6,200 個
当事業年度末時点における未行使の新株予約権の数	0 個

(注) 本第5回新株予約権は、令和8年2月18日をもって、権利行使完了しました。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（令和8年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 取締役社長（代表取締役）	白銀 恵美子 白 銀 浩 二	
常 務 取 締 役	中 山 聖 仁	管理部、人事部、お客様相談室担当役員 兼 経営管理部 部長
常 務 取 締 役	江 川 和 憲	営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長
常 務 取 締 役	白銀 佳寿子	企画部担当役員
取 締 役	野 本 優	美容教育部担当役員
社外取締役（常勤監査等委員）	緒 方 孝 則	弁護士 日本フェルト株式会社 社外取締役
社外取締役（監査等委員）	中 山 圭 史	株式会社ケイハイブ 代表取締役社長
社外取締役（監査等委員）	和 田 司	公認会計士 清友監査法人代表社員

- (注) 1. 当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、上記の他、以下のとおりであります。
- ・取締役社長白銀浩二氏は、株式会社白銀社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役白銀佳寿子氏は、株式会社白銀社の取締役を兼務しております。
2. 取締役（監査等委員）和田司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実に図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、緒方孝則氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役緒方孝則氏、中山圭史氏並びに和田司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 令和8年4月1日付、以下の取締役の担当を次のように変更しております。

氏 名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
中 山 聖 仁	常務取締役 管理部、人事部、お客様相談室担当役員 兼 経営管理部 Manager	常務取締役 管理部、人事部、お客様相談室担当役員 兼 経営管理部 部長
江 川 和 憲	常務取締役 営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 Manager	常務取締役 営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長
野 本 優	取締役	取締役 美容教育部担当役員

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当者はありません。

(3) 執行役員の状況

当社は執行役員制度を導入しております。令和8年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	木 村 吉 秀	開発研究所 所長 兼 企画部 部長
執 行 役 員	大 和 田 宏 章	経理部 部長

(注) 令和8年4月1日付けで、執行役員の担当を次のように変更しております。

氏 名	新 担 当	旧 担 当
木 村 吉 秀	開発研究所 所長 兼 企画部 Manager	開発研究所 所長 兼 企画部 部長
大 和 田 宏 章	経理部Manager	経理部 部長

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 等 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	176 (-)	176 (-)	- (-)	- (-)	6 (-)
監査等委員である 取 締 役 (うち社外取締役)	11 (11)	11 (11)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	187 (11)	187 (11)	- (-)	- (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点の取締役の員数6名）と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会において月額5百万円以内（決議時点の監査等委員である取締役の員数4名）と決議いただいております。
3. 平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において決議いただいております株式報酬制度（ESOP）につきましては、当事業年度における業績が受給条件を満たしておりませんので、当事業年度における役員株式給付引当金増加額はありません。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和4年6月29日付で開催の取締役会において「役員報酬に関する決定方針」を改訂しております。

「役員報酬に関する決定方針」は以下のとおりです。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

取締役及び監査等委員である取締役の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的企業価値の継続的向上と持続的成長の実現のために、適切なリスクテイクを行うための仕組み」と位置づけ、以下の4点に基づき、構築・運用する。

- 1) 当社の業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を高める制度とする。
- 2) 業務執行の適切な監督・監査によるコーポレートガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責及び個人に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。
- 3) 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される報酬制度とする。
- 4) 具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

2. 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における状況を考慮しながら、当社と類似の企業における役員報酬水準を参考に決定します。

3. 報酬構成

(1) 取締役

(a) 報酬構成の割合

取締役の報酬構成の割合（※）は次のとおりとします。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動（ESOP）
売上高45億円未満またはE S O P控除前営業利益 5 億円未満	100.0%	—	—
売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益 5 億円以上	94.0%	—	6.0%
売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益 7 億円以上	91.5%	—	8.5%
売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益 9 億円以上	89.0%	—	11.0%
売上高45億円以上かつE S O P控除前営業利益 9 億円以上で、さらに業績が特別に良い	75.6%	15.1%	9.3%

（※）賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、現状の取締役構成でのポイント付与基準より算出しております。

(b) 構成内容

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

(iii) 株式報酬

・当社は、令和4年6月29日開催の株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」の延長しております。

・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との、利益とリスクの共有促進を図るものとしています。

・対象期間は、当年7月から翌年6月（対象事業年度 当年度から翌年度）までの1年間としております。また、付与条件は「当該事業年度における売上45億円以上かつESOP控除前の営業利益が5億円以上」としてしております。また、対象期間の延長を行うことがあります。

・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時としています。

・各事業年度において付与されるポイントは、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位及び業績に応じたポイントを付与します。

・株式報酬におけるポイントの計算は下表のとおりとしています。

付与ポイント＝A＋B

A：異動前の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

B：異動後の基礎ポイント × 在位期間月数 ÷ 12

(基礎ポイント)

職位	売上高45億円以上 かつE S O P控除 前営業利益 9 億円 以上	売上高45億円以上 かつE S O P控除 前営業利益 7 億円 以上	売上高45億円以上 かつE S O P控除 前営業利益 5 億円 以上
代表取締役社長	4, 000	3, 000	2, 000
取締役会長	700	500	400
取締役副会長	500	400	300
取締役副社長	1, 000	800	600
専務取締役	800	600	400
常務取締役	600	400	300
取締役 (※監査等委員である 取締役を除く)	400	300	200

(注) 各株式受給権者に交付される会社株式の数は、当該株式受給権者に付与されたポイント（なお、疑義を避けるため記載するに、失効したポイントを含まない）に1. 0（但し、会社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりの交付株式数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた合理的な調整を行った比率とする。以下「換算率」という）を乗じた数（小数点以下切り捨て。以下本条において同じ）とする。

(2) 監査等委員である取締役

(a) 報酬構成の割合

監査等委員である取締役の報酬構成の割合は次のとおりとします。

(i) 固定報酬

職責の大きさに応じた役位及び個人ごとの、固定の金銭報酬とします。

(ii) 賞与

・短期のインセンティブ報酬として、特段に業績が良かった事業年度に対してのみ支払います。

	金銭		株式
	固定報酬	賞与	業績連動（ESOP）
特段に業績が良くない	100. 0%	—	—
特段に業績が良い	83. 3%	16. 7%	—

(※) 賞与については、固定報酬額の2割として算出しております。株式報酬については、監査等委員である取締役を対象としておりません。

(b) 構成内容

固定報酬

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性の一層の強化を重視し、金銭報酬のみとし、株式報酬（E S O P）は支給しません。

4. 報酬ガバナンス

(1) 報酬委員会

当社は役員（本方針において「取締役及び監査等委員である取締役」をいいます。）の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保すること等を目的として、独立社外取締役を含む任意の報酬委員会（本方針において「報酬委員会」といいます。）を設置しております。

(2) 報酬の決定方法

役員の報酬に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しています。

また、取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役の職責、役割、貢献度、業績の評価等に基づき報酬委員会で決定します。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

5. 役員報酬枠

役員の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

なお、当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員退職慰労金は支給しません。

(1) 取締役

・ 金銭

月額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

・ 株式

1事業年度／118,500千円以内（株式交付信託に拠出した単価1株7,900円で計算）

当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり15,000ポイント（うち社外取締役分は400ポイント）を上限とします。（1ポイント＝普通株式1株）

（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

(2) 監査等委員である取締役

・ 金銭

月額5百万円以内

（令和4年6月29日開催の第47期定時株主総会で決議）

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①役員、②管理職従業員、③役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの行為を理由に損害賠償請求を受けた管理職以上の者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務遂行上の過失等を理由として損害賠償請求を受けた場合、その負うべき法律上の賠償責任に問われる損害が補填されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された場合には補填の対象としないこととしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）緒方孝則氏は、日本フェルト株式会社の社外取締役に兼務しております。なお、当社と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）中山圭史氏は、株式会社ケイハイブ代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）和田司氏は、清友監査法人代表社員を兼務しております。なお、当社と当社との間に特別の利害関係はありません。

② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (5回開催)		監査等委員会 (9回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 (常勤監査等委員) 緒方孝則	5回	100%	9回	100%
社外取締役 (監査等委員) 中山圭史	5回	100%	9回	100%
社外取締役 (監査等委員) 和田司	5回	100%	9回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第34条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が15回ありました。

ロ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・緒方孝則氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会において、当社の内部統制等について必要な助言・提言を行っております。
- ・中山圭史氏は、経営全般における高度な知見と幅広い見識から、取締役、経営陣から独立した立場で、取締役会及び監査等委員会において、企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、任意に設置した「報酬委員会」の委員として参加し、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
- ・和田司氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会において、当社の経理状況について必要な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東光有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東光有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１）内部統制に関する基本的な考え方

①業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努める。

【理念】

「愛と美と豊かさの実践と追求」

【ビジョン】

「日本の肌はアイビーがつくる」

【行動指針】

「アイビーの誓い」

- 一． アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一． アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。
- 一． アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一． アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

②当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ハ）

当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は、率先して「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を徹底し、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

当社は、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」）の、公正かつ適時・適切な開示が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款を遵守することを目的に、社内体制を構築する。

具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」における議案並びに報告事項全てが、各取締役並びに監査等委員会に情報が伝えられる報告体制を構築する。

また、内部監査室担当者を選任し、定期的に内部監査を実施する。コンプライアンス体制について、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、内部監査室担当者と連携し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めることとする。情報開示体制については、開示担当役員のほかに、専門知識を持つIR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行うこととする。重要な「経営関連情報」については、法務担当者並びにIR担当者に情報が伝えられる報告体制を構築する。

③当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第4号）

当社の使用人は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は使用人に対し、「理念」「ビジョン」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行う。

当社の使用人は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行う。

当社の取締役及び使用人は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長並びに内部監査室担当者に報告を行うこととする。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査・監督し、適切な対策を決定する。

内部監査については、内部監査室担当者を選任し、内部監査業務を担当させる。当業者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告する。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行う。さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容は担当役員を通じて社長に直接報告を行う。

④当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。特に、職務の執行に係る重要文書については、少なくとも10年間は適切に保存し、監査等委員である取締役が必要に応じて閲覧が可能な状態にしておく。

情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき対応する。うち個人情報については、「個人情報及び特定個人情報保護規程」に基づき対応し、当社の全取締役並びに全従業員を対象に、個人情報保護に関する教育を行うこととする。

⑤当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第2号）

当社は、内部監査室、法務部門である管理部並びにIR担当部門において、「特定商取引に関する法律」「医薬品医療機器等法」「会社法」「金融商品取引法」などの法令遵守を目的とし、社内の「リスク情報」の収集を行い、関連各部署並びに顧問弁護士を含めて必要な対策を講じる。

⑥当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第3号）

当社は、「取締役会」を定例で四半期毎に開催するほか臨時取締役会を複数回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行う。各取締役及び監査等委員会は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議を行う。

当社の取締役は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行または監督を行う。また、業務執行取締役・常勤の監査等委員である取締役・執行役員・社長の指

名する部門責任者により構成される「経営会議」を設置する。「取締役会」並びに「経営会議」で経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る。

⑦監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号）、監査等委員会の職務を補佐すべき使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項（同第3号）

監査等委員会の職務を補佐する事務局として、法務に長けた社員にその任にあたらせている。ただし、現状では監査等委員会の開催案内や議事録作成等の業務に限っており、完全に業務執行取締役からの独立性を確保できていない。今後の課題として検討していく。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）

業務執行取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに直接監査等委員である取締役に報告する。

また監査等委員である取締役は、取締役会への参加は勿論、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」などの重要会議に出席できるとともに、稟議書や主要な申請書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第5号）

当社は、公益通報者保護規程に基づき、公益通報をしたことを理由として、公益通報をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないものとする。また、公益通報をした者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができるものとする。

⑩当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理を行うものとする。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）

監査等委員である取締役の過半数は独立社外取締役とする。監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役をおくほか、専門能力に優れた監査等委員である社外取締役をおく。監査等委員である取締役は、法律知識を有する法務専門担当者と連携し、会社情報の適時開示に係る社内体制も含め、取締役会などに必要な助言を行うこととする。

また、監査等委員である取締役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人並びに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ることとする。

⑫財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるように内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っていくものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ・当社の経営者は、組織の全ての活動において最終的な責任を有しており、基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ・取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して、監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。
- ・監査等委員である取締役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ・内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じて、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役に提唱する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・当社の内部統制システムの整備・運用状況に関し、当社の内部監査室が６区分毎（統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング・ＩＴへの対応）のチェック項目に従って監査を行い、改善を進めました。
- ・リスク管理におきましては、リスク管理規程に基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対策に組み込みました。
- ・取締役会を20回（書面決議含む）開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役及び監査等委員である取締役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。
- ・監査等委員会を９回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査致しました。
- ・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議、規程の改定審議など、必要に応じて行いました。
- ・情報開示体制については、ＩＲ担当者をおき、適時開示、積極的なＩＲ活動を行ってまいりました。
- ・取締役会において、「役員報酬の決定方針」に基づき、任意の報酬委員会に報酬額決定を委ねました。
- ・コンプライアンス体制についても、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、また、当社内部監査室及び第三者機関に公益通報窓口を設置して通報内容が監査等委員会に報告される体制を整備し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めてまいりました。

（３）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、反社会的勢力による被害を防止するために、取引関係を含め反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然とした対応で拒絶することを基本的な方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力への対応部門として、管理部を主管部署とし、特殊暴力対応担当者を選任しております。

担当者は、社内のみならず必要に応じ行政機関、警察署、特殊暴力防止対策連合会等関連機関、顧問弁護士等の外部機関とも連携・協力を図り、特殊暴力防止対策連合会が開催する研修への参加、各種機関からの情報収集、役員・社員への情報の提供及び教育の徹底等を行っております。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、会社全体として、速やかに対処できる体制を整備しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部       |           |
| 流 動 資 産     | 2,543,317 | 流 動 負 債       | 816,824   |
| 現金及び預金      | 1,044,445 | 支 払 手 形       | 14,797    |
| 売 掛 金       | 939,332   | 電 子 記 録 債 務   | 123,284   |
| 商 品 及 び 製 品 | 248,593   | 買 掛 金         | 67,764    |
| 仕 掛 品       | 19,476    | 短 期 借 入 金     | 100,000   |
| 原材料及び貯蔵品    | 275,148   | 一年内返済長期借入金    | 29,064    |
| 前 払 費 用     | 27,129    | 未 払 金         | 37,898    |
| 未 収 入 金     | 3,360     | 未 払 費 用       | 135,016   |
| 未収還付法人税等    | 18,093    | 未 払 法 人 税 等   | 15,203    |
| そ の 他       | 3,425     | 未 払 消 費 税 等   | 58,561    |
| 貸 倒 引 当 金   | △35,688   | 賞 与 引 当 金     | 19,704    |
| 固 定 資 産     | 1,099,545 | 返 金 負 債       | 188,457   |
| 有 形 固 定 資 産 | 790,419   | そ の 他         | 27,072    |
| 建 物         | 213,433   | 固 定 負 債       | 187,559   |
| 構 築 物       | 22,656    | 長 期 借 入 金     | 148,946   |
| 機 械 及 び 装 置 | 29,347    | 未払役員退職慰労金     | 420       |
| 車 両 運 搬 具   | 0         | 再評価に係る繰延税金負債  | 5,082     |
| 工具、器具及び備品   | 12,294    | 役員株式給付引当金     | 25,793    |
| リ ー ス 資 産   | 3,214     | そ の 他         | 7,317     |
| 土 地         | 509,472   | 負 債 合 計       | 1,004,383 |
| 無 形 固 定 資 産 | 32,633    | 純 資 産 の 部     |           |
| 特 許 権       | 5,203     | 株 主 資 本       | 2,756,495 |
| 施 設 利 用 権   | 4,641     | 資 本 金         | 1,514,112 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 20,555    | 資 本 剰 余 金     | 865,822   |
| そ の 他       | 2,232     | 資 本 準 備 金     | 746,212   |
| 投資その他の資産    | 276,492   | その他資本剰余金      | 119,609   |
| 長 期 貸 付 金   | 3,666     | 利 益 剰 余 金     | 1,114,814 |
| 長 期 預 金     | 30,015    | その他利益剰余金      | 1,114,814 |
| 差 入 保 証 金   | 259,413   | 繰越利益剰余金       | 1,114,814 |
| そ の 他       | 43,232    | 自 己 株 式       | △738,253  |
| 貸 倒 引 当 金   | △59,835   | 評価・換算差額等      | △118,016  |
| 資 産 合 計     | 3,642,862 | 土地再評価差額金      | △118,016  |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 2,638,478 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,642,862 |

# 損 益 計 算 書

（令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,641,736 |
| 売 上 原 価                 |        | 799,398   |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,842,338 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,647,208 |
| 営 業 利 益                 |        | 195,129   |
| 営 業 外 収 益               |        | 30,876    |
| 受 取 利 息                 | 316    |           |
| 受 取 配 当 金               | 0      |           |
| 貸 貸 料 収 入               | 19,434 |           |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 11,124 |           |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 4,669  |           |
| 貸 貸 料 原 価               | 25,441 |           |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 3,425  | 33,535    |
| 経 常 利 益                 |        | 192,470   |
| 特 別 利 益                 |        | 266       |
| 債 務 免 除 益               | 266    |           |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 事 業 再 編 損               | 10,894 | 10,894    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 181,842   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,317 | 17,317    |
| 当 期 純 利 益               |        | 164,525   |

# 株主資本等変動計算書

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |              |             |           |            |              |           |            |             |
|------------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|------------|--------------|-----------|------------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剩 余 金 |              |             | 利 益 剩 余 金 |            |              | 自己株式      | 株主資本<br>合計 |             |
|                              |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金   |              |           |            | 利益剰余金<br>合計 |
|                              |           |           |              |             |           | 別途<br>積立 金 | 繰越利益<br>剰余 金 |           |            |             |
| 当 期 首 残 高                    | 1,417,147 | 956,747   |              | 956,747     | 201,050   | 2,353,000  | △1,603,761   | 950,288   | △738,226   | 2,585,957   |
| 当 期 変 動 額                    |           |           |              |             |           |            |              |           |            |             |
| 資本準備金の<br>取 崩                |           | △307,500  | 307,500      | —           |           |            |              |           |            | —           |
| 利益準備金の<br>取 崩                |           |           |              |             | △201,050  |            | 201,050      | —         |            | —           |
| 別途積立金の<br>取 崩                |           |           |              |             |           | △2,353,000 | 2,353,000    | —         |            | —           |
| 剰余金の配当                       |           |           | △187,890     | △187,890    |           |            |              |           |            | △187,890    |
| 当 期 純 利 益                    |           |           |              |             |           |            | 164,525      | 164,525   |            | 164,525     |
| 自己株式の取得                      |           |           |              |             |           |            |              |           | △27        | △27         |
| 新株予約権の行使                     | 96,964    | 96,964    |              | 96,964      |           |            |              |           |            | 193,929     |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純 額） |           |           |              |             |           |            |              |           |            | —           |
| 当期変動額合計                      | 96,964    | △210,535  | 119,609      | △90,925     | △201,050  | △2,353,000 | 2,718,575    | 164,525   | △27        | 170,537     |
| 当 期 末 残 高                    | 1,514,112 | 746,212   | 119,609      | 865,822     | —         | —          | 1,114,814    | 1,114,814 | △738,253   | 2,756,495   |

|                              | 評 価 ・ 換 算 差 額 等    |                        | 新株予約権 | 純資産合計     |
|------------------------------|--------------------|------------------------|-------|-----------|
|                              | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |       |           |
| 当 期 首 残 高                    | △118,016           | △118,016               | 458   | 2,468,399 |
| 当 期 変 動 額                    |                    |                        |       |           |
| 資本準備金の<br>取 崩                |                    |                        |       | —         |
| 利益準備金の<br>取 崩                |                    |                        |       | —         |
| 別途積立金の<br>取 崩                |                    |                        |       | —         |
| 剰余金の配当                       |                    |                        |       | △187,890  |
| 当 期 純 利 益                    |                    |                        |       | 164,525   |
| 自己株式の取得                      |                    |                        |       | △27       |
| 新株予約権の行使                     |                    |                        | △458  | 193,471   |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純 額） |                    |                        |       | —         |
| 当期変動額合計                      | —                  | —                      | △458  | 170,079   |
| 当 期 末 残 高                    | △118,016           | △118,016               | —     | 2,638,478 |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月15日

株式会社アイビー化粧品

取締役会 御中

東 光 有 限 責 任 監 査 法 人  
東 京 都 新 宿 区

|                         |       |     |     |
|-------------------------|-------|-----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 佐 藤 | 明 充 |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 中 島 | 伸 一 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビー化粧品の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

令和8年5月19日

株式会社アイビー化粧品

代表取締役社長 白 銀 浩 二 殿

株式会社アイビー化粧品 監査等委員会

|               |     |     |   |
|---------------|-----|-----|---|
| 社 外 取 締 役     | 緒 方 | 孝 則 | 印 |
| 常 勤 監 査 等 委 員 |     |     |   |
| 社 外 取 締 役     | 中 山 | 圭 史 | 印 |
| 監 査 等 委 員     |     |     |   |
| 社 外 取 締 役     | 和 田 | 司   | 印 |
| 監 査 等 委 員     |     |     |   |

当監査等委員会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法にて監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少するものであります。

なお、資本金の額を減少することによって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様様の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、「純資産の部」における振り替え処理であり、当社の純資産額に変更が生じるものではありません。

#### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

資本金の額1,514,112,500円のうち1,000,000,000円を減少し、514,112,500円といたします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行なわず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであります。

#### 3. 資本金の額の減少が効力を生じる日

令和8年7月30日（予定）

### 第2号議案 資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本準備金の額の減少の理由

第1号議案「資本金の額の減少の件」と同様に、今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少するものであります。

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金746,212,500円の一部500,000,000円を減少し、246,212,500円といたします。

##### (2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えるものであります。

#### 3. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

令和8年7月30日（予定）

### 第3号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題と考えております。  
当期の期末配当につきましては、今後の事業展開や内部留保の確保などを  
総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
株主に対する配当として、当社普通株式1株につき金15円といたしたいと  
存じます。なお、この場合の配当総額は、95,492,430円となります。
2. 剰余金の処分の項目およびその額  
減少する剰余金の項目  
繰越利益剰余金 95,492,430円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年6月26日

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。また、当社の経営基盤強化をはかるため、1名を増員致したく存じます。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | しろがね えみこ<br>白 銀 恵 美 子<br>(昭和14年2月20日生) | 昭和55年11月 当社取締役<br>平成3年2月 当社代表取締役社長<br>平成4年7月 当社代表取締役会長<br>平成8年2月 当社取締役会長（現任）<br><br>(取締役候補者とした理由)<br>当社の創業原点と理念を共有し、創業からの経験と現状視点を持ち、経営の忠実な執行と助言により当社の成長に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。                                                     | 130, 120株      |
| 2         | しろがね こうじ<br>白 銀 浩 二<br>(昭和41年4月30日生)   | 昭和61年11月 当社取締役<br>平成4年7月 当社常務取締役<br>平成8年2月 当社専務取締役<br>平成9年4月 当社代表取締役副社長<br>平成13年1月 当社代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社白銀社 代表取締役社長<br><br>(取締役候補者とした理由)<br>当社の経営理念と創業者の志を直接継承し、理念と戦略と行動を一致させる経営指揮を執る経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。 | 119, 260株      |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                         | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | な か や ま    せ い じ ん<br>中   山   聖   仁<br>(昭和40年12月15日生) | <p>平成10年4月    メリルリンチ日本証券株式会社<br/>入社</p> <p>平成14年3月    同社退社</p> <p>平成14年4月    当社入社</p> <p>平成28年6月    当社取締役 経理部 部長 兼 経<br/>営管理部 部長</p> <p>平成29年5月    当社常務取締役 経理部 部長<br/>兼 経営管理部 部長</p> <p>平成30年10月 当社取締役 経理部 部長 兼 経<br/>営管理部 部長</p> <p>令和4年4月    当社取締役 経営管理部 部長</p> <p>令和5年4月    当社取締役 管理部、人事部、お<br/>客様相談室担当役員 兼 経営管<br/>理部 部長</p> <p>令和7年7月    当社常務取締役 管理部、人事<br/>部、お客様相談室担当役員 兼<br/>経営管理部 部長</p> <p>令和8年4月    当社常務取締役 管理部、人事<br/>部、お客様相談室担当役員 兼<br/>経営管理部 Manager<br/>(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>I R 広報、株式市場動向、株式実務、経営分析<br/>に必要な経験と知識を有し、販売会社の経営コン<br/>サルティングと企業価値向上に貢献してきたこと<br/>から、引き続き取締役候補者いたしました。</p> | 9,300株         |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | えがわ かずのり<br>江川 和憲<br>(昭和41年5月7日生)   | <p>平成元年4月 当社入社<br/>平成16年6月 当社取締役<br/>平成18年6月 当社取締役退任 当社執行役員<br/>営業美容教育本部 副本部長<br/>令和元年6月 当社取締役 営業本部 本部長<br/>令和4年4月 当社取締役 経営企画室 室長<br/>令和5年4月 当社取締役 広報企画部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和6年4月 当社取締役 営業本部、広報企画部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和6年10月 当社取締役 営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和7年4月 当社取締役 営業本部 本部長 兼 美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和7年7月 当社常務取締役 営業本部 本部長 兼 美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和7年10月 当社常務取締役 営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室 室長<br/>令和8年4月 当社常務取締役 営業本部、美里工場、生産管理部担当役員 兼 経営企画室Manager<br/>(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 営業現場と販売組織の統括マネジメントから培った経験、及び地域特色に対する高い認識、現場支援に必要な戦略企画力と実行力を有し、営業領域で貢献してきたことから、引き続き取締役候補者となりました。</p> | 1,860株     |
| 5     | しろがね かずこ<br>白銀 佳寿子<br>(昭和39年1月26日生) | <p>平成18年10月 株式会社アイブラティナ 代表取締役社長<br/>平成26年3月 同社代表取締役社長退任<br/>令和3年6月 当社取締役<br/>令和5年3月 当社取締役 製品企画部担当役員<br/>令和6年10月 当社取締役 企画部担当役員<br/>令和7年7月 当社常務取締役 企画部担当役員<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼務の状況) 株式会社白銀社 取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社の子会社であった株式会社アイブラティナの代表取締役として、会社経営や化粧品事業に従事した経験を有し、女性視点から製品や美容領域の経営課題の発見を行っていることから引き続き取締役候補者となりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 6,600株     |

| 候補者番号     | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br>【新任】 | きむら よしひで<br>木村吉秀<br>(昭和43年4月13日生)   | <p>平成7年4月 当社入社<br/>平成23年4月 当社開発生産本部 開発研究所<br/>開発研究部 部長<br/>平成25年10月 当社執行役員 開発生産本部<br/>開発研究所 開発研究部 部長<br/>平成26年11月 当社開発生産本部 開発研究所<br/>所長代行 開発研究部 部長(兼務)<br/>平成27年4月 当社開発生産本部 開発研究所<br/>所長代行<br/>平成30年6月 当社取締役<br/>開発研究所 所長<br/>平成31年3月 当社取締役辞任<br/>平成31年4月 当社執行役員<br/>開発研究所 所長<br/>令和7年4月 当社執行役員<br/>開発研究所 所長<br/>兼 企画部 部長<br/>令和8年4月 当社執行役員<br/>開発研究所 所長<br/>兼 企画部 Manager<br/>(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由)<br/>長年にわたり、研究・開発に関する知見を活かし、当社の製品力の強化に貢献してきたことから、取締役候補者いたしました。</p> | 3,950株     |
| 7<br>【新任】 | おおわだ ひろあき<br>大和田宏章<br>(昭和53年1月21日生) | <p>令和3年11月 当社入社<br/>令和4年4月 当社経理部 部長<br/>令和5年2月 当社執行役員 経理部 部長<br/>令和8年4月 当社執行役員 経理部 Manager<br/>(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由)<br/>財務・経理業務に必要な経験と知識を有し、当社の財務体質の改善に貢献してきたことから、取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白銀佳寿子氏は、当社代表取締役社長 白銀浩二氏の配偶者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。また、監査体制の強化・充実をはかるため、1名を増員致したく存じます。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号     | ふりがな氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>【新任】 | の　も　と　　ま　さ　る<br>野　本　　優<br>(昭和31年8月5日生) | <p>昭和57年9月 当社入社<br/>平成14年6月 当社取締役<br/>平成16年4月 当社顧問<br/>平成18年4月 当社執行役員<br/>平成18年6月 当社取締役 社長室Manager<br/>平成19年6月 当社常務取締役 企画管理本部長<br/>平成25年5月 当社取締役 マーケティング部<br/>担当役員 兼 部長<br/>平成27年6月 当社常務取締役 マーケティング<br/>部 担当役員 兼 部長<br/>平成29年5月 当社専務取締役 営業本部長<br/>平成30年10月 当社常務取締役 社長室担当<br/>平成31年3月 当社常務取締役辞任<br/>令和元年6月 当社常勤監査役<br/>令和4年6月 当社取締役常勤監査等委員<br/>令和5年6月 当社取締役常勤監査等委員退任<br/>令和5年6月 当社取締役 社長室、営業統括本<br/>部担当役員<br/>令和6年4月 当社取締役 教育部担当役員<br/>令和7年5月 当社取締役 美容教育部担当役員<br/>令和8年4月 当社取締役<br/>(現任)</p> <p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)<br/>長年の職務をとおして、営業、マーケティング、企画、管理等、幅広い領域を経営視点で業務執行にあたった経験を活かし、貢献してきたことから、監査体制の強化・充実に尽力いただきたく、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p> | 9,845株     |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略歴、当社における地位、担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | お が た た か の り<br>緒 方 孝 則<br>(昭和26年8月20日生)<br>【社外取締役候補者】 | <p>昭和57年4月 弁護士登録<br/>昭和62年4月 緒方綜合法律事務所 開設<br/>(平成15年3月 リバティ法律事<br/>務所に改称)<br/>同法律事務所 所長(現任)<br/>平成15年4月 株式会社整理回収機構<br/>常務執行役員<br/>平成19年6月 株式会社整理回収機構退社<br/>平成19年10月 当社社外監査役<br/>平成30年6月 日本フエルト株式会社<br/>社外取締役(現任)<br/>令和4年6月 当社社外取締役監査等委員<br/>令和5年6月 当社社外取締役常勤監査等委員<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>日本フエルト株式会社 社外取締役</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由<br/>および期待される役割の概要)<br/>企業法務に関する弁護士としての経験と専門知<br/>識を有しており、法律専門家としての客観的な立<br/>場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等<br/>をいただけるものと判断し、監査等委員である社<br/>外取締役候補者といたしました。</p> | 14,600株        |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | な か や ま      け い し<br>中山圭史<br>(昭和17年7月23日生)<br>【社外取締役候補者】   | <p>平成元年9月 サミー工業株式会社(現サミー株式会社)入社 総務部長<br/>平成5年6月 同社取締役 社長室長<br/>平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社取締役副社長<br/>平成19年6月 同社代表取締役副社長<br/>平成20年5月 サミー株式会社代表取締役社長(COO)<br/>平成24年4月 同社代表取締役副会長(CEO)<br/>平成25年6月 セガサミーホールディングス株式会社取締役相談役<br/>平成26年1月 同社取締役相談役退任<br/>平成26年1月 株式会社ケイハイブ代表取締役社長(現任)<br/>平成27年6月 当社社外取締役<br/>平成28年2月 ハイライツ・エンタテインメント株式会社代表取締役会長CEO<br/>平成30年4月 同社代表取締役会長CEO退任<br/>令和4年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社ケイハイブ 代表取締役社長</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)<br/>経営に長年にわたって携わってこられ、経営全般における高度な知見と幅広い見識を有しております。当社の事業とは異なる視点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> | 9,300株     |
| 4     | わ だ            つ か さ<br>和田司<br>(昭和39年12月20日生)<br>【社外取締役候補者】 | <p>平成7年11月 清友監査法人入所<br/>平成10年5月 公認会計士登録(第14591号)<br/>平成16年11月 清友監査法人社員就任<br/>平成24年6月 同法人代表社員就任(現任)<br/>平成27年6月 当社社外監査役<br/>令和4年4月 当社社外取締役監査等委員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>公認会計士 清友監査法人代表社員</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)<br/>会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士としての経験と専門知識を有し、企業会計にも精通しております。会計の専門家としての客観的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                     | 9,300株     |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 緒方孝則氏、中山圭史氏及び和田司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 緒方孝則氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員(社外監査役)であったことがあります。
4. 中山圭史氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員(社外取締役)であったことがあります。
5. 和田司氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員(社外監査役)であったことがあります。
6. 緒方孝則氏、中山圭史氏及び和田司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意による背任行為、犯罪行為、詐欺行為、法令違反と裁判所から認定された損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 社外取締役候補者に関して、会社法施行規則第74条第4項に定める事項で、その他記載する事項はありません。

(ご参考) 取締役の専門性や知識・経験・能力等の一覧表(スキル・マトリックス)

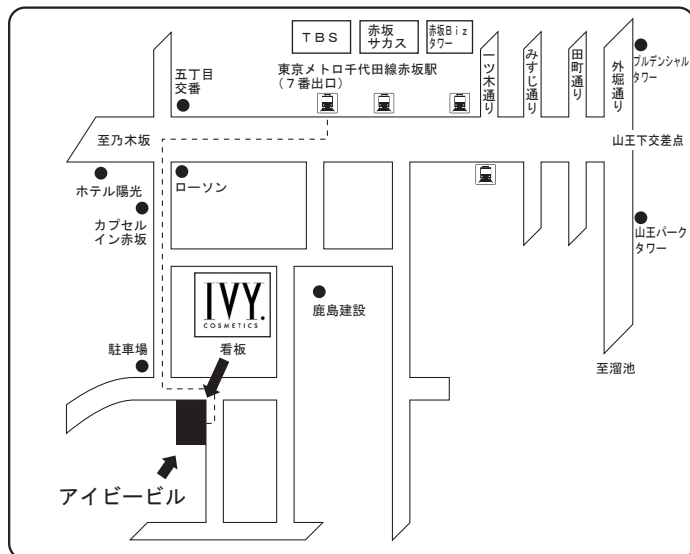
本株主総会の第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役が保有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、次のとおりであります。

| 氏名     | 社外<br>取締役 | 企業<br>経営 | 営業・<br>マーケ<br>ーティン <sup>g</sup> | IT・<br>システ <sup>m</sup> | 研究<br>開発 | 法務・<br>コンプ <sup>ラ</sup> イ<br>アンス | 財務<br>会計 | 人事<br>労務 |
|--------|-----------|----------|---------------------------------|-------------------------|----------|----------------------------------|----------|----------|
| 白銀恵美子  |           | ●        |                                 |                         |          |                                  |          |          |
| 白銀 浩二  |           | ●        |                                 |                         |          |                                  |          |          |
| 中山 聖仁  |           |          |                                 | ●                       |          | ●                                | ●        | ●        |
| 江川 和憲  |           |          | ●                               | ●                       |          |                                  |          |          |
| 白銀佳寿子  |           |          | ●                               |                         |          |                                  |          |          |
| 木村 吉秀  |           |          |                                 |                         | ●        |                                  |          |          |
| 大和田宏章  |           |          |                                 |                         |          |                                  | ●        |          |
| 監査等委員会 |           |          |                                 |                         |          |                                  |          |          |
| 野本 優   |           |          | ●                               |                         |          |                                  |          |          |
| 緒方 孝則  | ●         |          |                                 |                         |          | ●                                |          |          |
| 中山 圭史  | ●         | ●        |                                 |                         |          |                                  |          |          |
| 和田 司   | ●         |          |                                 |                         |          |                                  | ●        |          |

以上

## 株主総会会場案内図

株式会社 アイビー化粧品 1階会議室  
東京都港区赤坂六丁目18番3号  
電話 (03) 3568-5151(代)



○東京メトロ千代田線赤坂駅より徒歩7分～10分

(なお、当日はお車でのご来場はご遠慮ください。)